

(別紙-1) 工事現場における施工体制把握事項等

対象	確認時点	把握内容および方法	
一般競争入札、公募型指名競争入札における監理技術者等の資格要件の確認	申請書提出時	申請書記載の監理技術者等の資格の確認 所属と雇用関係 *5)の確認	監理技術者資格者証、技術検定合格証明書、健康保険証及び市町村民税特別徴収税額通知書 等
	入札後・契約前		
	契約時		
受注希望型競争入札における監理技術者等の資格要件の確認	入札後・契約前	専任制の確認 *1)	データベース等 *3)
	契約時		
工事現場毎の施工体制の確認	着手前	資格の確認 同一性の確認	資格者証等の提示 身分証明書、運転免許証等で確認
		コリンズ登録（登録内容確認書*2)の確認	登録内容確認書の提出 内容の確認
		施工体制台帳の確認 施工体系図の確認	下請負人等一覧表の提出 体制台帳、体系図の提出 提出内容の確認（保険等加入状況） 一次下請契約書の写添付 再下請通知書の写添付
		県内企業の下請採用状況の確認	県外企業の採用があった場合は、報告書を提出
	工事施工中 (現場監督時)	常駐状況の確認 同一性の確認	現場に常駐しているか 同一人であるか
		施工体系図の掲示	現場や公衆の見やすい箇所に掲示されているか
		施工体制台帳の内容 (備え付け状況を含む)	提出内容と相違ないか (下請状況を含む)
	内容変更時点 *4)	コリンズ登録	上記に同じ
		施工体制台帳の確認 施工体系図の確認	上記に同じ
	その他(各現場で 1回実施)	建設業の許可証	許可証の標識の確認
		建設退職金共済制度	建退共加入シールの確認
労災保険に関する掲示		労災保険関係項目の掲示	

※点検にあたっては、「施工体制台帳等活用マニュアル」に記載されたチェックポイントを参考とする。

\*1) 監理技術者等の専任を必要とする工事

受注者は、請負金額が3,500万円以上（建築一式工事にあつては7,000万円以上）の工事においては「監理技術者等」を専任で置く必要がある。また、上記金額未満の契約工事で、その後の契約変更により上記金額以上となった場合も同様である。

さらに、予定価格がWTO適用基準額以上の建設工事であつて別途定める価格未満で落札した場合等は、配置技術者の増員を求めることとなっている。具体的には、主任（監理）技術者と同じ資格者（基本要件）1名を別に専任で置くこととなっている。

また、総額が4,000万円以上（建築一式工事にあつては6,000万円以上）の下請け契約を行う工事においては、「主任技術者」にかえて、「監理技術者」を専任で置くことが義務づけられている。

\*2) 登録内容確認書

JACICが行う工事実績情報サービス（CORINS）への登録をした後、ダウンロードし印刷したもの。（仕様書により、下請の有無に関係なく、請負額が5百万円以上の工事は提出が義務づけられている。）

\*3) データベース等

・工事実績情報サービス「CORINS（コリンズ）」：（一財）日本建設情報総合センター（JACIC：ジャシック）が公益法人という立場で、各発注機関へ情報提供を行うデータベース。監理技術者の資格者や重複等を確認できる。

\*4) 内容変更時点とは

契約変更時に限らず、現場の体制を変更した場合も含む。

\*5) 雇用関係とは

監理技術者等は、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要であり、該当工事の入札執行日等以前に、三ヶ月以上の雇用関係にあることが必要である。